

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成38年12月31日まで)

秋 本 務 第 4 4 2 号
平 成 2 8 年 4 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

「秋田県警察の機能強化を考える会設置要綱」の制定について（例規）

この度、秋田県警察の機能強化について各界・各層から広範な意見を求めるため、別添「秋田県警察の機能強化を考える会設置要綱」を制定し、平成28年5月1日から施行することとしたので周知されたい。

別添

秋田県警察の機能強化を考える会設置要綱

第1 設置目的

秋田県警察の機能強化を考える会（以下「考える会」という。）は、県警察の運営等に関し、県民各層の広範な意見等を将来の施策に反映させることを目的とする。

第2 任務

考える会は、県警察が治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対応し、県民の安全・安心を確保するため、重点的に取り組む業務や組織体制の在り方等について提言を行うものとする。

第3 委員

- 1 委員には、本部長が委嘱する者10人をもって充てる。
- 2 委員の任期は、機能強化等に関する検討が終了し、提言を行うまでの間とする。

第4 組織運営

- 1 考える会に、座長及び座長代行を置く。
- 2 座長は、委員の総意により選出する。
- 3 座長は、考える会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長代行は、座長が指名する。
- 5 座長代行は、座長を補佐し、座長が不在のときはその職務を代行する。

第5 会議

- 1 会議は、座長が招集し、議事を主宰する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

第6 関係者の出席

座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

第7 報酬

委員には、報酬を支給する。

第8 庶務

考える会の庶務は、警務部警務課において行う。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、座長が考える会に諮って定める。